

公調委平成18年(セ)第1号 渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定
申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

- 1 被申請人は、申請人Aに対し、20万円を支払え。
- 2 被申請人は、申請人Bに対し、20万円を支払え。
- 3 申請人らのその余の申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人Aに対して192万5000円を、申請人Bに対して143万6950円を、それぞれ支払えとの裁定を求める。

2 被申請人

本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を求める。

第2 事案の概要

1 本件は、申請人らが、被申請人の行ったビル建設工事(解体工事)に起因する騒音、振動又は粉じんによって財産的、肉体的及び精神的損害を被ったと主張し、被申請人に対し、民法709条の不法行為に基づき、それぞれ損害の賠償を求める事案である。

2 前提事実(争いのない事実並びに後掲各証拠及び審問の全趣旨により容易に認定できる事実)

(1) 申請人らは、平成17年3月28日(以下、特に断りのない限り、月日のみの記載は平成17年を指すものとする。)、申請人ら肩書住所所在地のD

ビルの○階○号室に転居し、以後、そこに居住している（甲第6号証の1、第7号証、審問の全趣旨）。

(2) 被申請人は、土木建設工事の請負等を目的とする株式会社である（審問の全趣旨）。

(3) 被申請人は、東京都渋谷区△△△○丁目○○番○号及びその周辺敷地（別紙図面1の桃色に塗られた部分。以下「本件工事現場」という。）において、敷地の東側に存在したホテル（以下「既存ホテル」という。）の基礎・地下躯体部分の解体工事及び敷地の西側に存在したアパートの基礎の解体工事を行い（以下、両解体工事を併せて「本件解体工事」という。）、その後、鉄筋コンクリート造地上6階地下2階建ての建物及び鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建ての建物を新築する工事を行った（争いのない事実）。

(4) Dビル、申請人ら宅、Eビル、Fビル及び本件工事現場の位置関係は、別紙図面1のとおりである（職第3号証）。

3 争点

(1) 本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたか否か。

(2) 本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんにより申請人らが受けた被害が、一般社会生活上受忍すべき限度（受忍限度）を超えるものであったか否か。
また、被申請人にそのことにつき過失があったか否か。

(3) 損害額

4 争点に関する当事者の主張

(1) 本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたか否か。

【申請人らの主張】

ア 申請人A

(精神的苦痛)

申請人Aは、本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんにより、精神的苦痛を被った。

(収入の減少)

申請人Aは、フリーデザイナーであり、3月28日以降、申請人ら宅で企業プロモーションビデオの編集等の仕事をするつもりであったが、本件解体工事が行われた約7か月間、騒音、振動又は粉じんによって動画編集、作曲、テロップの打込み等の作業を集中して行うことができなかったことから、収入を得ることができず、損害を受けた。

イ 申請人B

(肉体的・精神的苦痛)

申請人Bは、5月ころ、本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんによるストレスが原因で、左眼中心性網脈絡膜症及び全身アレルギー反応等の疾病を発症し、肉体的及び精神的苦痛を被った。

(収入の減少)

申請人Bは、株式会社Gでテレビ番組制作ディレクターとして就業していたところ、上記疾病によりディレクターとしての仕事ができなくなったため、8月3日に同社を退職せざるを得なくなり、以後、収入を得ることができず、損害を受けた。

【被申請人の主張】

いずれも、争う。

ア 申請人Aの主張に対し

申請人Aの受けたと主張する精神的苦痛については、争う。

申請人Aは、3月28日以前から体調不良のため、フリーデザイナーとして具体的な仕事に携わっていなかったのであるから、収入の減少はない。また、本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんと、申請人Aが動画編集、

作曲，テロップの打込み等の作業を集中して行うことができなかつたこととの間には，因果関係がない。

イ 申請人Bの主張に対し

申請人Bの受けたと主張する精神的苦痛については，争う。

本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんと，申請人らが主張する申請人Bの健康被害との間には因果関係がないし，当該申請人Bの健康被害とその退職との間にも因果関係がない。

仮に，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人Bに健康被害が生じたとしても，それは居室の窓を開け放していたという申請人ら自らの行為が原因である。

- (2) 本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人らが受けた被害が，一般社会生活上受忍すべき限度（受忍限度）を超えるものであったか否か。また，被申請人にそのことにつき過失があったか否か。

【申請人らの主張】

ア 騒音等の程度

本件解体工事に伴う騒音の程度は，申請人ら宅の居室内で測定した結果（甲第1号証の1，2，第8号証の1，2）によれば，最大で90～100dBに達するものであった。振動や粉じんもひどく，申請人Bは，上記のとおり，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんによるストレスが原因で，左眼中心性網脈絡膜症及び全身アレルギー反応等の疾病を発症したほどであった。

イ 地域性（本件工事現場の周囲の状況）

申請人ら宅は，明治通りに直接面しておらず，明治通りからビル一軒奥まっているところに所在しているため，車音も聞こえず，静かな場所である。

ウ 本件解体工事の実施内容

被申請人は、4月初旬から11月初旬までの約7か月間にわたり（ただし、おおむね週6日間）、本件解体工事を行った。

実際に作業が行われたのは、午前6時ころから午後6時ころまでの休憩時間を除く約11時間であり、その間、4台以上の重機を一斉に用いるなどして騒音、振動又は粉じんを発生させた。鉄筋コンクリートの粉砕作業をする場合、粉砕する対象物の強度等を分析し、発生する騒音の音量や程度等のシミュレーションを行い、問題があれば、例えば、金属酸化還元剤やくさび式油圧割岩機を用いるなど、騒音、振動又は粉じんを抑える工事方法を選択するべきであるにもかかわらず、被申請人は、本件解体工事においてかかる工事方法を選択しなかった。

エ 被申請人が防音対策等を採らなかったこと

申請人らは、4月初旬以降、本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんに関し、被申請人に対して再三苦情を申し立てたが、被申請人は、防音処置等の具体的な対策を一切行わなかった。

オ 申請人らは危険へ接近したものではないこと

申請人らは、自宅で仕事をするため、静かな環境を求めて、現在の申請人ら宅に転居した。被申請人が本件解体工事を開始したのは、申請人らが現在の申請人ら宅に転居した後である4月上旬である。また、申請人らは、転居するに当たって、不動産仲介業者からも、賃貸人からも本件解体工事について事前に説明を受けていなかった。

本件解体工事に関する掲示板（建築計画のお知らせ）は、普段人が通らない私道に面した位置に設置されていたにすぎない。また、申請人らは、転居後に同掲示板を見たが、そこには、地上2階地下1階建てビルが建築される旨記載されていたにすぎず、地上6階地下2階建てビルが建築されるとは予想できなかった。

カ まとめ

以上の事実からすると、本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんによる被害は、受忍限度を超えているというべきであり、また、被申請人には、そのことにつき過失がある。

【被申請人の主張】

ア 騒音等の程度

騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準は、同法に則った方法での測定結果が、工事現場敷地境界で85dBを超えないことである。騒音規制法の定める測定方法に従って敷地の境界線で騒音測定した結果、同法違反が認められなければ、特段の事情のない限り、受忍限度の範囲内であるとすべきであるし、仮に同法違反が認められたとしても、本件において受忍限度を超えるか否かを最終的に判断するに当たっては、申請人ら宅の居室内における騒音の程度を基準とすべきである。ところが、申請人らの主張する上記の測定結果は、騒音規制法に則った適切な測定方法によるものではなく、瞬間的な数値が撮影されたものにすぎないから、証拠としての価値がない。

なお、被申請人においても、騒音規制法に則った測定はしていないが、10月20日に渋谷区の職員が測定した結果（ただし、測定方法は不明）によれば、本件工事現場との境界部分で81dBであり、Dビル付近では67～68dBであったこと及び被申請人は、本件解体工事に伴う騒音に関し、渋谷区から指導・勧告を受けたことはないことからすれば、本件解体工事に伴う騒音の程度は、騒音規制法の基準内であったと推認できる。

イ 地域性（本件工事現場の周囲の状況）

本件工事現場は、都市計画法上、道路から30mまでが商業地域、それより奥が第2種中高層住居専用地域であり、表参道交差点から約110m離れた明治通り沿いに位置しており、中高層ビルが建ち並ぶ地域にある。

申請人ら宅のあるDビルは、明治通りから路地を約12m入ったところに位置しており、車両騒音の高い地域にある。

ウ 本件解体工事の実施内容

本件解体工事は、3月14日から始まり、10月29日に終了した。その作業内容及び使用機械は、別紙工程表（乙第19号証と同じ内容の表）のとおりである（ただし、機械の台数は、本件工事現場に設置されていたことを示すものであり、使用状況を示したものではない。）。作業時間帯は、午前8時から午後5時までのうち、午前10時から15分間、正午から1時間、午後3時から15分間の各休息時間を除く時間帯である。しかも、ジャイアントブレーカーによる解体作業をするに当たっては、原則として、3～5分で一度中断し、1～2分後に再開するという騒音等に配慮する方法が採られていた。

エ 被申請人は防音対策等を行っていること

被申請人は、本件解体工事を行うに当たって、国土交通省より低騒音型建設機械に指定されている重機を使用し、ハンドブレーカーを動かすのに必要なコンプレッサーも低騒音型を使用するとともに、ジャイアントブレーカー等の大きな騒音を発生させる機器の使用を極力回避した。また、切梁設置が完了した直後の9月下旬に、防音目的でシートを設置し、10月中旬以降には、さらに防音性能の高いシートを設置する措置を採った。

被申請人は、申請人らの苦情を受け、6月30日、申請人ら宅の窓への防音サッシの取付けやホテルへの一時転居を提案したが、申請人らは、金銭要求に終始し、被申請人の提案を拒否した。

オ 申請人らは危険へ接近したものであること

本件解体工事の発注者及び設計者は、本件解体工事が行われることが事前に分かるように、掲示板（建築計画のお知らせ）を設置するとともに、Dビルのオーナーに対して事前に説明した。そして、被申請人が本件解体

工事に着手したのは3月14日であり、申請人らが現在の申請人ら宅に転居したのは同月28日である。したがって、申請人らは、本件解体工事に伴う騒音等が発生することを承知した上で、現在の申請人ら宅に転居したといえる。

カ まとめ

以上の事実からすると、本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんによる被害は、受忍限度を超えているということとはできないし、また、被申請人に過失もない。

(3) 損害額

【申請人らの主張】

ア 申請人A

(ア) 慰謝料 70万0000円

申請人Aの精神的苦痛に対する慰謝料は、70万円を下らない。

(イ) 逸失利益 122万5000円

申請人Aと同年齢である55歳男性の平成16年度の平均年収は103万5000円であり、これを本件解体工事が行われた7か月間に換算すると60万40416円であるから、申請人Aには同額の逸失利益が生じたというべきところ、かかる逸失利益の内金として122万5000円の損害賠償を請求する。

イ 申請人B

(ア) 慰謝料 70万0000円

申請人Bの精神的苦痛に対する慰謝料は、70万円を下らない。

(イ) 逸失利益 71万0000円

申請人Bは、株式会社Gから285万円の年収を得ていたのであるから、本件解体工事が行われた約7か月間に換算すると、本来166万円の収入を得ることができたところ、実際には8月3日に退職したことに

より4月から7月までの間の95万円の収入しか得られなかった。したがって、その差額である71万円が逸失利益というべきである。

(ウ) 治療費 2万6950円

申請人Bは、左眼中心性網脈絡膜症及び全身アレルギー反応等の疾病に関する治療費として、2万6950円を支出した。

【被申請人の主張】

いずれも、争う。

第3 争点に対する判断

- 1 争点(1) (本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたか否か) について

本件全証拠に照らしても、本件解体工事に伴う振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたことを認めるに足りない。

本件解体工事によって一定の騒音が発生していたことについては、当事者間に争いがなく、申請人らは、その被害の程度は別として、この騒音によって、精神的苦痛を受けたことが認められる(申請人A、申請人B)。しかしながら、申請人Aが主張する収入の減少や、申請人Bの健康被害(肉体的苦痛)、収入の減少、治療費の損害と、本件解体工事に伴う騒音との因果関係を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、本件解体工事に伴う騒音によって申請人らに精神的被害が生じたことは認められるが、その余の申請人ら主張の被害については認めることはできない。

- 2 争点(2) (本件解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんにより申請人らが受けた被害が、一般社会生活上受忍すべき限度(受忍限度)を超えるものであったか否か。また、被申請人にそのことにつき過失があったか否か) について

上記のとおり、本件解体工事に伴い一定程度の騒音が発生し、そのことによって、申請人らが精神的苦痛を受けたことが認められるので、これが受忍限度

を超える被害か否か、また、そのような被害について、被申請人に過失があったか否かについて検討を加える。

(1) 受忍限度の判断基準

本件解体工事に伴う騒音により申請人らが受けた被害が、一般社会生活上の受忍限度を超えるものであったか否かは、加害者側の事情と被害者側の事情を総合して判断すべきであり、具体的には、①侵害行為の態様とその程度、②被侵害利益の性質とその内容、③侵害行為の公共性の内容と程度、④侵害行為の開始とその後の継続状況、⑤その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等を総合して判断するのが相当である（最判昭56.12.16民集35巻10号1369頁，最判平7.7.7民集49巻7号1870頁，公調委平10.7.24裁定（平4（セ）第1号ほか9件，小田急線騒音被害等責任裁定申請事件）参照）。

この場合、侵害行為の態様とその程度を検討する上で、加害者側が騒音規制法15条1項の「環境大臣の定める基準」（以下「規制基準」という。）に違反しているか否かは、無視できない点ではある。なぜならば、同法による規制は、「生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする」（同法1条）からである。しかし、他方で、規制基準は、騒音対策工法・機械及び騒音防止技術の開発普及状況、代替工法の有無、現場における騒音対策の実態等を踏まえて定められた最低限の内容であり、かつ、行政による取締りを手段としていることから、敷地境界線の騒音レベル等でもって判断する画一的な内容となっているのである。これに対して、民事上の違法性に係る受忍限度の判断は、個別事案における総合的な帰責相当性の判断であるから、規制基準の遵守の有無によってのみ決せられるべきものではなく、あくまでも、その遵守の有無は上記の諸事情の総合判断における一要素として斟酌されるにとどまると解すべきである。

(2) 侵害の程度－本件解体工事による騒音発生状況

ア 作業工程

本件解体工事の作業工程の実績については、被申請人は、資料が残っていないことから確認ができない部分があるとしながらも、複数関係者の記憶等で補いつつ、乙第19号証を作成、提出している。

乙第19号証の内容自体については、一般的に通常想定される作業工程と著しく異なり不自然であるなど、その記載の信用性を大きく減殺するような事情は見当たらない。また、乙第19号証に関しては、申請人らが被申請人に対して本件解体工事に伴う騒音等に関する苦情を申し立てたと主張するのは4月初旬以降であり、他方、本件工事現場の作業所長であるHは、その参考人尋問において、4月からのジャイアントブレーカーを使った工事においては、大きな騒音が発生した旨供述しており（参考人H）、時期的に申請人らの主張とHの供述はほぼ合致している上、乙第3号証の1（5月20日欄のKTEL）及び乙第16号証では、騒音被害について、申請人Bとおぼしき人物から、電話で、被申請人に対して苦情を申し立てられたのが、5月20日であり、当該時期は、ロックオーガー工事の開始直後であり（乙第19号証）、参考人Hの供述（ロックオーガー工事の際には、ジャイアントブレーカーを超える騒音が発生したときがあるとの供述）とも符合することからすると、大きな騒音が発生したとされる時期に関しては、乙第19号証の信用性が裏付けられているといえる。

したがって、乙第19号証によって、本件解体工事の作業工程を、基本的には認定できるというべきであり、その作業工程の内容は、おおむね別紙工程表のとおりとなる。

ところで、本件解体工事の開始時期について、当事者間に争いがあるものの、①被申請人は、騒音規制法の規定及び振動規制法の規定に基づき、特定建設作業の実施期間を3月14日から6月14日までとして各特定建設作業実施届出を渋谷区長に提出しており（乙第1号証の1、職第1号証

の1)、被申請人において4月に至るまで解体作業を開始できなかった事情は特に見当たらないこと、そして、②乙第19号証のとおり、ジャイアントブレイカーアタッチメントの設置は、作業工程上、3月28日以降とされているから、それ以前は、本件工事現場の工事騒音について、申請人らを含め関係者が気付かなかった可能性もあり、仮に、3月14日に本件解体工事が開始されていたとしても申請人らの主張・陳述と両立し得ないわけではないことからすれば、本件解体工事は、3月14日に開始され、10月29日までの約7か月に及び、その間の作業工程は、おおむね別紙工程表のとおりに行われたものと認定するのが相当である。

イ 使用機械，使用箇所

乙第19号証によれば、8月26日から10月20日までの間で、ブレイカー使用と付記され、緑色で着色された期間41日について、ジャイアントブレイカーの使用があったものと認められる。他方、被申請人は、CAT320B型及びCAT313型油圧ショベルについて、作業所内ブレイカーアタッチメント配置使用可能状況日として、その台数と日が青く着色されている部分（CAT320B型では3月28日～5月7日、CAT313型では7月22日～8月11日）については、本件工事現場に設置されていたことを示したものにすぎず、実際の使用状況を示したものではないと主張する。

しかしながら、まず、3月28日から5月7日までについてみると、①ジャイアントブレイカーは、本件工事現場に設置されていた以上、いつでも使用可能な状況に置かれていたこと、②被申請人は、上記期間中にジャイアントブレイカーを使用するものとして、騒音規制法の規定及び振動規制法の規定に基づく各特定建設作業実施届出書を渋谷区長に提出したこと（乙第1号証の1、職第1号証の1）、③Hは、その参考人尋問において、4月上旬くらいからジャイアントブレイカーの使用が始まったと認識して

いる旨供述していること（参考人H）からすれば、上記期間においてジャイアントブレイカーが使用されたものと推認することができる。もっとも、被申請人が上記期間におけるジャイアントブレイカーの使用箇所として自認する乙第25号証（乙第19号証と同様、その不利益事実部分、すなわち、ジャイアントブレイカーの使用箇所として自認する部分については、基本的に信用できると考えられる。）の青色で塗られた部分（大きいフーチング又はコンクリート躯体の塊）を超えて使用されたと認めるに足りる証拠はなく、乙第11号証の緑色で塗られた部分（基礎部分）をジャイアントブレイカーで解体するのに約1か月半を要していることと対比すると、3月28日から5月7日までのうち、ジャイアントブレイカーが使用されたのは、ある程度短い期間であったと推認される。

次に、7月22日から8月11日までについてみると、①ジャイアントブレイカーは、本件工事現場に設置されていた以上、いつでも使用可能な状況に置かれていたこと、②被申請人は、上記期間中にジャイアントブレイカーを使用するものとして、騒音規制法の規定及び振動規制法の規定に基づく各特定建設作業実施届出書を渋谷区長に提出したこと（乙第1号証の2、職第1号証の2）、③本件解体工事の作業工程（乙第2号証の1、2）から考えて、上記に記載のある日数程度は、ジャイアントブレイカーの使用があったものと考えても不自然ではないことからすれば、上記期間を通じて、ジャイアントブレイカーが使用されたものと推認することができる。

そして、上記以外の本件解体工事における使用機械等については、おおむね別紙工程表のとおりであると認められる。

ウ 1日当たりの作業時間

1日当たりの作業時間について、午前8時から午後5時までは、作業が行われていたという点で双方の主張が一致しており、その限度で1日当た

りの作業時間を認定できるが、これを超えて、申請人らが主張しているように、午前6時ころから作業が始まったこと及び午後6時ころまで続いていたことを認めるに足りる証拠はない。また、午前10時から15分間、午前12時から1時間、午後3時から15分間の休憩を取っていたことが認められる（参考人I）。

したがって、1日当たりの実働の作業時間（騒音の出ていた可能性のある時間）は、7時間30分程度と認められる。

エ 騒音の程度

(ア) 10月12日における騒音の程度

申請人らは、10月12日、渋谷区から借り受けた騒音計を使用して騒音の計測を行った。その計測は、アナログ式の騒音計によるもので、レベルレコーダーもついていなかったこと等から、測定データは残っていない。しかし、申請人らが撮影したビデオテープ（甲第8号証の1）があり、同画面からは、申請人ら宅において、北東側壁面に三対設置されている各窓（以下「北東窓」という。）のうち、一番北側の窓を開けて計測した際、騒音計の針が下記の数値の範囲で振幅していたことが読み取れる。

記

10月12日午前11時10分 78～83dB

午後 2時10分 82～86dB

ところで、騒音規制法上の測定方法は、騒音タイプにより次の4つに分けられ、タイプ別に評価値算定方法が決められている（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号））。

§1 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合(タイプ1)は、その指示値となる。

§ 2 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合(タイプ2)は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

§ 3 騒音計の指示値が不規則且つ大幅に変動する場合(タイプ3)は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

§ 4 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合(タイプ4)は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

上記申請人らによる計測日は、10月12日であり、当該日にジャイアントブレイカーによる解体工事が行われていたことは、乙第19号証により認定できる。一般に、ブレイカーによる騒音は、「準定常衝撃騒音」(レベルがほぼ一定で極めて短い間隔で連続的に発生する衝撃騒音)の例として挙げられ、上記のタイプ2に該当し、その評価量としては、「変動ごとの指示値の最大値の平均値」とされている(職第4号証)。本件解体工事では、ジャイアントブレイカーのアタッチメントとして、MKB1500SS(甲南建機製)が使用され、そのカタログによれば、打撃回数は毎分360~480回であって(乙第5号証の7、参考人H)、本件解体工事において打撃回数が著しく低く抑えられていたことを認めるに足りる証拠はないから、本件解体工事におけるジャイアントブレイカーによる騒音も、上記「準定常衝撃騒音」であったと認められる。

もっとも、実際の建設工事現場においては、複数の建設作業が並行して行われ、また、解体工事に限っても、ブレイカーの横で、解体物を集めるバックホーが稼働し、運搬車両に積み込む作業を行っていることは珍しくないから、建設工事現場における騒音とは、複数の建設機械による複合騒音であって、バックホーのような「変動騒音」を発生する機械

が稼動している場合には、その影響により、複合騒音レベルも「変動騒音」の様相を呈することは考えられなくもない。しかしながら、本件解体工事においては、バックホーをはじめとして主たる建設機械は、国土交通省の低騒音型の型式指定を受けたものを使用していると認められるから、これらの機械による騒音は、ジャイアントブレーカーの発する騒音に比して低いレベルの騒音であったと推認され、その暗騒音による補正を考慮しても、10月12日における本件解体工事の現場では、ジャイアントブレーカーによる騒音が他の建設機械の騒音と比して卓越していたと認めるのが相当である。

したがって、10月12日に本件工事現場から発生していた騒音は、騒音規制法上の測定方法でいうタイプ2に該当し、その評価量としては、「変動ごとの指示値の最大値の平均値」をもって評価すればよいと認められるのであって、申請人らの計測については、ビデオテープで、騒音計の針が振幅する動きを見ることができるのであるから、これから読み取れる最大値の平均をもって、本件解体工事におけるブレーカーの騒音評価量と考えて差し支えないものと認められる。

よって、上記の読み取り値から、その値は、申請人ら宅で窓を開けて、おおむね85dB（（午前の最大83dB＋午後の最大86dB）÷2＝84.5）程度と認められる。

(イ) 8月26日～10月20日のうち、ジャイアントブレーカー2台を使用した解体工事期間（合計38日間）における騒音の程度

①8月26日から10月20日までを通じて、既存ホテルの地下外壁を取り壊しつつ、切梁を設置しながら、段階的に掘削を進める掘削工事が行われていたこと（乙第19号証、審問の全趣旨〔第5回審問期日における被申請人の陳述〕）、②地下工事の開口部が東側に向かって開いており、地下で発生した騒音の拡散方向が限定されていたと推測される

こと（甲第8号証の1），③使用されていた2台のジャイアントブレイカーは，10月12日におけるものと同じ機械であること（乙第19号証）が認められる。そうすると，作業内容・作業の対象物（①），地形による騒音の拡散状況・障害物の有無（②），使用機械の種類・台数（③）など，騒音の程度を決定付ける諸条件は10月12日と基本的に同様であるから，騒音レベルに大きな差はないものと推認される。

よって，8月26日から10月20日までのうち，ジャイアントブレイカー2台を使用した解体工事期間（合計38日間）は，上記(ア)と同様に，申請人ら宅で窓を開けた状態で85dB程度の騒音が発生していたものと推認するのが相当である。

(ウ) 7月22日～8月11日，同月26日，27日，9月24日の合計21日間における騒音の程度

上記期間における解体工事においても，①掘削工事が行われたこと（乙第19号証，審問の全趣旨〔第5回審問期日における被申請人の陳述〕），②地下工事の開口部が主に東側に向かって開いており，地下で発生した騒音の拡散方向が限定されていたと推測されること（甲第8号証の1）は，上記(イ)と同様に認められるが，③使用されたジャイアントブレイカーは，8月12日におけるものと同じ機械ながら，1台のみの使用である（乙第19号証）。

上記(ア)と比較してみると，使用機械の台数（③）において差があるほかは，作業内容・作業の対象物（①），地形による騒音の拡散状況・障害物の有無（②）は同様であると認められるから，騒音レベルは，上記(ア)よりやや低減した可能性はあるとしても，ほぼ同程度の騒音が発生していたものと推認される。

(エ) 3月28日～5月7日における騒音の程度

上記期間において，ジャイアントブレイカーが使用されたと認められ

ることは前記イのとおりであるが、この期間における騒音の程度を上記(ア)と比較して検討するに、①同期間の解体工事は、既存ホテルの内部及び基礎部分（外壁を除いた部分）の解体作業であり（乙第19号証、審問の全趣旨〔第5回審問期日における被申請人の陳述〕）、上記(ア)と作業内容・作業対象物が大きく異なる。②その間、ジャイアントブレイカーが使用されたのは、既存ホテルの内部及び基礎部分のうち乙第25号証の青色で塗られた部分（大きいフーチング又はコンクリート躯体の塊）に限られる（乙第23号証、参考人H）。また、③作業工程が上記(ア)の時期と異なるため、地形による騒音の拡散状況・障害物の有無も大きく異なるものと推測される。さらに、④使用されたジャイアントブレイカーは、8月12日におけるものと同じ機械であるが、1台のみの使用である（乙第19号証）。以上のことから、3月28日から5月7日までにおける解体工事においてジャイアントブレイカーが使用された作業では、騒音の程度を決定付ける諸条件は上記(ア)とは異なり、上記(ア)の騒音レベルをもって推認することは困難であるものの、Hが、その参考人尋問において、本件解体工事で一番大きな音が出た作業工程は何かとの質問に対し、第1番目に、「4月中旬からの解体工事」を挙げ、次に、「8月から10月までの基礎の解体工事」を挙げていること（参考人H）からも推認されるように、当該期間においては、(イ)の期間と同様に、ジャイアントブレイカーの使用に伴い、申請人らの感覚のみならず、一般第三者の感覚に照らしても、相当大きな騒音が発生していたことが認められる。

(オ) ロックオーガー工事期間（5月20日～7月9日のうち、休日及び調整日を除く合計34日間）における騒音の程度

上記期間においては、別紙図面2の黒色太線部分（本件工事現場の南側境界線付近）で、地中にある既存ホテル外壁の古いコンクリートをス

クリューで破壊しながら、約15mの円筒形の穴を掘った後、山留め壁を構築するロックオーガー工事が行われ、合計86本の穴が掘られた（乙第20号証、審問の全趣旨〔第5回審問期日における被申請人の陳述〕）。

かかるロックオーガー工事期間中、騒音の測定はされていないから、騒音の程度に関する客観的な証拠は存在しない。また、作業内容・作業の対象物（①）、地形による騒音の拡散状況・障害物の有無（②）、使用機械の種類・台数（③）など、騒音の程度を決定付ける諸条件は10月12日と大きく異なるから、上記(ア)の騒音レベルをもって合理的に推認することもできない。

しかしながら、Hは、その参考人尋問において、当初、ロックオーガー工事は低騒音であると聞いていたが、実際には、作業工程の一部で非常に大きな騒音が発生し、その騒音は、感覚的にはジャイアントブレーカーを上回る程度であった旨供述している（参考人H）。また、下記(4)アのとおり、申請人らが本件解体工事に伴う騒音について苦情を申し立てるようになったのは、証拠上、ロックオーガー工事が開始した直後の5月20日以降のことであるところ、かかる事情は、ロックオーガー工事に伴う騒音が、それ以前の工事に伴う騒音を上回る程度であったことをうかがわせるものといえる。そして、Hは、申請人らの苦情に対し、6月22日、ホテルへの一時転居又は防音サッシの取付けという対策案を持参して、申請人ら宅を訪問したことが認められるから（乙第8号証、第16号証）、被申請人としても、ロックオーガー工事に伴い、上記対策が必要な程度の騒音が発生していると認識していたものと推認される。そうすると、参考人Hの上記供述に加え、申請人らの苦情の時期及びそれに対する被申請人の対応を考慮すれば、ロックオーガー工事期間における作業工程の一部で、上記(ア)の騒音レベルを上回る騒音が発生してい

たものと推認できる（なお、乙第10号証の2（平成17年7月6日付けの申請人らの被申請人に対するファクシミリ）には、「・・・基礎工事での3ヶ月間です、・・・電話も聞こえず仕事は振動と騒音で何も出来ず引っ越して来てすぐ始まってもうすぎている3ヶ月間のことですこれからの事でも無く今でもありません電話は近くにおけば聞こえますし以前の100dBを軽くオーバーする事無い様で何とかなるでしょう」との記載があるが、この記載は、基礎工事の3か月間については、仕事に支障が生じており、特に納得できないという申請人らの心情を訴えている趣旨に理解することもできるから、この記載は、上記認定判断を左右しないというべきである。）。

もつとも、上記(ア)の騒音レベルを上回る騒音が発生した作業工程の一部がどの程度であったのかが問題となるところ、本件解体工事に当たって、Hは、ロックオーガー工事が低騒音であるとの認識に基づいて同工法を導入したものと認められること（参考人H）からすれば、通常は、比較的low騒音しか発生せず、スクリーが地中で特に堅い物に当たるなどの特殊事情がある場合に限って、大きい摩擦音が発生するものというべきである。本件においては、ロックオーガー工事の期間中、特に大きい騒音の発生した頻度・継続時間等に関する客観的な証拠は存在しないことからすれば、上記(ア)の騒音を上回る程度の騒音が発生した範囲は、「ロックオーガー工事期間における作業工程の一部」という以上に具体的に特定することは困難である。

(カ) 上記(ア)ないし(オ)以外の作業期間における騒音の程度

バックホーによる掘削、圧縮破碎機による解体作業、SMW機器による穿孔等が実施されたことが認められる（乙第19号証）。これらの作業については、一般的には、特定建設作業に指定されているジャイアントブレーカーによる解体作業と比較すれば、騒音の程度は低いものと考え

えられ、参考人Hもこれに沿う供述をする。

確かに、個々の機械は低騒音型であっても、複数の機械を同時に稼働していた場合の複合騒音として、ある程度の騒音が発生していたものと認められる。しかし、その複合騒音の程度を認めるに足りる客観的な証拠はないし、諸条件の異なる前記(ア)ないし(オ)の騒音レベルをもって合理的に推認することはできないから、結局、前記(ア)ないし(オ)以外の作業期間における騒音の程度を特定することはできない。

オ 暴露した騒音の程度

(ア) 8月26日～10月20日のうち、ジャイアントブレーカー2台を使用した解体工事期間（合計38日間）において暴露した騒音の程度

ところで、上記エで認定した騒音の程度は、申請人ら宅の窓際における窓を開けた状態での騒音レベルである。しかし、受忍限度超過の有無は、申請人らが被害を受けたと主張する被害状況に即して判断するのが相当であるところ、申請人らの損害賠償請求は、申請人ら宅居室において、窓を閉めた状態でも、受忍限度を超えた騒音に暴露されたことによって被害を受けたことを前提とするものであると解される。そこで、かかる主張に即して、窓を閉めた状態での室内騒音レベルについて検討するに、証拠（甲第1号証の1，乙第19号証，申請人A）によれば、10月22日、部屋の中央で窓を閉めた状態で、約60dBであったことが認められる。そして、一般に、通常の建物においておおむね期待できる平均的な防音性能は、25dB程度であると考えられること（職第6号証・平成10年5月22日「騒音の評価手法等の在り方について（報告）」中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会）、環境省作成の「騒音に係る環境基準の評価マニュアルI基本評価編」（職第10号証）によれば、建物の防音性能の目安として、当分の間、外壁の種類がRC，モルタル，サイディングの場合、窓の可動部分の幅の合計

が1間（約1.8m）を超える場合には、防音性能は25dBとされていること、平成19年8月30日事実調査の結果によれば、申請人ら宅の室外の等価騒音レベルが63.7dBであり、窓をすべて閉め切った状態での室内の等価騒音レベルが43.2dBであり、その差が20.5dBと算出されることからすれば、申請人ら宅内への透過損失が最大25dB程度であると推認しても差し支えない（北東窓は、三対いずれも、可動部分の幅が1720mmの引き違い窓であり、厚さ6.8mmの網入り型ガラスが取り付けられているところ（平成19年8月30日事実調査の結果）、板ガラス協会作成の「板ガラスの遮音性能～開口部の遮音設計の為の資料～新JISに基づく音響透過損失データ（2000年版）」（職第9号証）によれば、厚さ6.8mmの網入り型ガラスの遮音性能の平均値が29dBとされているが、申請人ら宅には三対のガラス窓が取り付けられていることからすると、窓の実際の遮音性能は、29dBより低くなるものと推測されるから、遮音性能の平均値が29dBとされている事実は、申請人ら宅内への透過損失が最大で25dB程度であるとする上記推認に反するものではない。）。そうすると、上記エ(ア)の窓際における窓を開けた状態での騒音レベル（約85dB）から試算（マイナス25dB）すれば、約60dBと算出される。これらの事情を考慮すると、ジャイアントブレーカー稼動日においては、窓を閉めた状態での室内騒音レベルは、60dB程度であったと認めるのが相当である（このことは、被申請人もおおむね認めるところである。）。）。

次に、窓を閉めた状態での室内騒音レベルの評価について検討するに、①平成19年8月30日事実調査の結果によれば、窓をすべて閉め切った状態での申請人ら宅の室内の等価騒音レベル（暗騒音レベル）は、43.2dBであり、本件解体工事の際も、ほぼ同様の数値であったと推認される。そうすると、申請人ら宅内で60dBという騒音レベルは、上記

数値を超過するものであり、申請人ら宅内での音環境に大きな影響を与えたものと推認される。また、②環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。ただし、建設作業騒音には適用がない。）は、生活の中心である屋内において夜間睡眠影響、昼間会話影響を適切に防止すること（昼間会話影響については、1 mの距離でくつろいだ状態で話して100%明瞭な会話了解度を確保すること）を目的としており、幹線交通を担う道路に近接する場所における「屋内指針」を、「昼間45 dB以下」と定めている。この指針値は、騒音エネルギーの時間的な平均値である等価騒音レベルを評価手法として用いているため、準定常衝撃騒音の音圧レベルである上記申請人ら宅内での60 dBという値と比較するに当たり、若干の修正・緩和が必要である。そうであるとしても、申請人ら宅の窓を閉めた状態で60 dB程度の騒音が、1日のうち、相当程度の時間は発生していたものと推認するのが相当であるところ（後記（カ）参照）、申請人ら宅内で60 dBという騒音レベルは、昼間45 dB以下との上記指針値を超過しているから、会話、テレビ、ラジオ、電話等の音声聴取妨害を惹起する水準であるといえる。

したがって、これらの事情を考慮すれば、60 dBの水準の騒音は、音声聴取妨害を惹起し、一定の不快感を与えるレベルのものであったと認めるのが相当である。乙第7号証（58頁に、騒音レベルの目安として50 dBでエアコン室外機、静かな事務所、60 dBで、チャイム、普通の会話とある記載）は、騒音レベルの許容性を評価するものではないので、上記判断を何ら左右しない。

(イ) 7月22日～8月11日、同月26日、27日、9月24日の合計21日間において暴露した騒音の程度

前記エ(ウ)のとおり、上記期間においては、申請人ら宅で窓を開けた状

態で85dB程度ないしはそれをやや下回る程度の騒音が発生していたものと推認される。そうであるとすれば、窓を閉めた状態での室内の騒音レベルは、前記オ(ア)で説示した理由により、60dB程度ないしはそれをやや下回る程度であったと認めるのが相当である。

(ウ) 3月28日～5月7日において暴露した騒音の程度

前記エ(エ)のとおり、上記期間においてジャイアントブレーカーが使用された際における、その客観的な騒音レベルを推認するに足りる証拠はない。しかしながら、一般第三者の感覚からしても、相当大きな騒音が発生したものと認められることは、前認定のとおりであり、その室内騒音も、これを示す客観的証拠はないものの、相当に大きなものであったことは認められるところである。

(エ) ロックオーガー工事期間（5月20日～7月9日のうち、休日及び調整日を除く合計34日間）において暴露した騒音の程度

前記エ(オ)のとおり、ロックオーガー工事期間における作業工程の一部で、ジャイアントブレーカー2台を使用した解体工事期間における騒音の程度（申請人ら宅で窓を開けた状態でおおむね85dB）を上回る程度の騒音が発生していたことが認められ、申請人らが暴露した騒音レベルは、前記オ(ア)で説示した理由により、申請人ら宅の窓を閉めた状態で60dBを上回る程度と推認することができる。

(オ) 上記(ア)ないし(エ)以外の作業期間において暴露した騒音の程度

前記エ(カ)のとおり、上記期間においては、ある程度の騒音が発生したものと認められるが、その騒音の程度を特定することはできない。したがって、発生した騒音の程度から申請人らが暴露した騒音の程度を推認することもできず、そのほかに、申請人らが暴露した騒音の程度を認めるに足りる的確な証拠はない。

(カ) 申請人らの上記騒音への暴露時間

申請人Aは、フリーデザイナーであり、住居を仕事場としていたから、基本的に1日中住居にいたと認められる。他方、申請人Bは、8月3日付けで退職するまでは、株式会社Gに勤務していたところ、その勤務形態は、不規則であり、午後からの出勤が多かったとしているから（申請人B）、同日まで、騒音に暴露した時間は、一定時間はあったと認められる。また、退職後は、11月中旬に渋谷区J保育園にパートに出るまでは、申請人ら宅にいたと考えられるから、基本的に1日中住居にいたと考えてよく、申請人Aとの間で騒音の暴露時間に大差はなかったものと認められる。

他方、1日当たりの実働の作業時間（騒音の出ている可能性のある時間）7時間30分程度（前記2(2)ウ参照）のうち、申請人ら宅の窓を閉めた状態で60dB程度の騒音が出ている時間を特定するに足りる証拠はないが、相当程度の時間は、上記騒音が発生していたものと認めるのが相当である（参考人I）。

カ 小括

本件解体工事は3月14日から10月20日まで行われたと認められるところ、申請人らは、8月26日から10月20日までのうちジャイアントブレイカー2台を使用した解体工事期間（合計38日間）では、作業時間帯において、申請人ら宅の窓を閉めた状態で約60dBの騒音に暴露していたと推認され、7月22日から8月11日まで、同月26日、27日、9月24日の合計21日間の作業時間帯において、申請人ら宅の窓を閉めた状態で約60dBないしはそれをやや下回る程度の騒音に暴露していたものと推認され、3月28日から5月7日までにおいてジャイアントブレイカーが使用された際、相当程度の騒音に暴露していたものと推認され、ロックオーガー工事期間（5月20日～7月9日のうち、休日及び調整日を除く合計34日間）における作業工程の一部で、申請人ら宅の窓を閉めた

状態で60dBを上回る程度の騒音に暴露していたものと推認される。

(3) 侵害行為の態様

ア 地域性

申請人らの住居であるDビルは、明治通りから路地を約12m程入ったところに位置しており、明治通り沿いの両側30mまでは商業地域であって、付近は道路に面して中高層ビルが立ち並んでいる。

申請人ら宅は、自動車の往来の頻繁な明治通りに面したビルの裏側に位置しており、幹線交通を担う道路に近接する場所に位置するものではない（乙第17号証，平成18年4月5日事実調査の結果）。

イ 建設機械使用の届出，使用状況等

(ア) 証拠（各認定ごとに掲記）及び審問の全趣旨によれば，①被申請人は，本件解体工事において，ジャイアントブレーカー及びハンドブレーカーについて渋谷区に特定建設作業の届出を提出していること（乙第1号証の1～3，職第1号証の1～3），②重機については国土交通省の低騒音型指定のなされているものを使用し（乙第5号証の1～6），③工法についても，低騒音の圧縮破碎機の使用，SMW工法を採用していること（乙第16号証）が認められる。

(イ) 他方で，証拠（各認定ごとに掲記）及び審問の全趣旨によれば，①休日である9月19日の敬老の日には，ジャイアントブレーカーを使用した解体工事を実施していると認められること（乙第19号証），②本件解体工事では，特定建設作業の届出（乙第1号証の1～3，職第1号証の1～3）において，使用しないにもかかわらず，ジャイアントブレーカー「日本ニューマチック工業製H7X」を漫然と記載したまま届出をしていること（参考人H，審問の全趣旨），③ジャイアントブレーカーMKB1500SS（甲南建機製）の使用は，敷地境界から60～70cmの箇所であったところ（参考人H），同ジャイアントブレーカーの

カタログ（乙第5号証の7）の騒音測定データのグラフからすれば、当該距離では100 dB以上となる可能性を容易に読み取れるにもかかわらず、本件解体工事現場で実際の騒音測定をしていないこと、④8月26日から10月20日までの38日間においては、ジャイアントブレイカーを2台同時に稼働させていたと認められること（乙第19号証）、⑤防音シートの設置については、切梁の設置完了直後一般ビニールシートを設置し、その後防音性能の高いシートを10月20日から設置したというのであるが（乙第16号証、第19号証、参考人H）、シートの張替えは申請人らの指摘に基づくものであり、しかも、本件解体工事のジャイアントブレイカー工事終了の翌日に行っていること（しかも、張り替えた防音シートの性能は、乙第5号証の8からも不明である。）が認められる。

(ウ) 上記(イ)の事実を照らすと、上記(ア)の事実をもってしても、被申請人において、本件解体工事の期間中、騒音を低減するための相当な措置を採っていたものとは認め難いというべきである。

(エ) なお、①10月12日、申請人ら宅で窓を開けて、おおむね85 dBの騒音が出ていたこと（前記エ(ア)参照）、②ジャイアントブレイカーMK B1500SS（甲南建機製）の使用は、敷地境界から60～70 cmの箇所でも100 dB以上の騒音となる可能性があること（前記(イ)③参照）、③渋谷区（都市整備部環境保全課公害対策係）の職員が、10月20日、本件工事現場との敷地境界で普通騒音計で測定したところ、最大値で90 dB程度の騒音が出ていたこと（参考人K）からすると、被申請人による本件解体工事による騒音は、解体工事期間中のいずれかの時点で、敷地境界において規制基準である85 dBを超えていた可能性は否定はできない。しかし、他方、①渋谷区の職員自身、本件解体工事の騒音が常時85 dBを超えている状況ではなかったと述べていること（参考人K）、

②被申請人は、渋谷区から、上記職員からの電話による注意を受けたほかは、格別騒音規制についての指導を受けているとは認められないこと（参考人H）からすると、被申請人の本件解体工事について騒音規制法の規制基準違反があったと断定することはできない。

(4) 侵害行為の開始とその後の継続状況並びにその間に採られた被害の防止に関する措置の有無及び内容

ア 証拠（各認定ごとに掲記）及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 本件解体工事の着手前の平成16年11月、本件解体工事の発注者及び設計者によって、Dビル側の2か所及び明治通り側に工事計画看板が設置された（乙第8号証，第15号証の1～15，16号証）。

(イ) 平成17年2月3日、近隣住民に対する工事説明会が開催されたが、申請人らは、まだDビルに転居しておらず、この工事説明会には、参加していなかった（乙第8号証，第16号証）。なお、上記説明会で配布された資料（乙第12号証）には、「3. 工事に伴う騒音・振動等によりご近隣の皆様に対する迷惑を最小限に止めるような適正な工法及び重機を選定し、充分注意して作業を行います。（中略）以上、各条項をお約束申し上げます。」と記載されている。

(ウ) 5月20日、申請人らと思われる者から苦情の電話があり、Hは、騒音による迷惑を詫びるとともに、法律を遵守していること及び工法等を説明した（乙第8号証，第16号証）。

(エ) 同月30日の電話で名前を名乗ったことから申請人らを認識し、同日午後直ちにHが申請人ら宅を訪問し、お詫びと工程、工法等について説明をした（乙第8号証，第16号証）。

(オ) 6月9日、申請人らから被申請人本社に電話があり、Hが申請人ら宅を訪問したが、申請人らから「謝罪のみでは会う必要はない。」といわ

れた（乙第8号証，第16号証）。

(カ) Hは，同月22日には，ホテルへの一時転居又は防音サッシの取付けという対応策を持参して，申請人ら宅を訪問したが，申請人らは上記(オ)と基本的に同様の対応であった（乙第8号証，第16号証）。

(キ) その後，同月29日，申請人らから，苦情のファクシミリ（乙第10号証）が届いたため，翌30日，Hは，渉外担当部長Lらとともに，再び訪問し，対応策を提案したが，申請人らは，被申請人の提案に積極的に対応しなかった。その後も，被申請人と申請人らとの間で，対応をめぐり，協議がなされたが，結局，うやむやとなり，被申請人の提案は実現しなかった（参考人H，申請人A，申請人B，審問の全趣旨）。

なお，被申請人において，Dビルのオーナーと直接連絡を取って，防音サッシの取付工事の了解を得る，あるいは，一時転居先のホテルを選定し，申請人らに提案するなど，具体的措置を採ったことを認めるに足りる証拠はない（乙第8号証には，渋谷のホテルを仮予約していたとの供述部分があるが，これを裏付けるに足りる証拠はない。）。

(ク) 本件解体工事の全期間を通じて，被申請人において，申請人らの苦情に対応する形で，騒音レベルを計測した事実は認められない（審問の全趣旨）。

イ これらの事実からすると，被申請人が主張するように，申請人らにおいて，被申請人からの提案を明確に拒否し，金銭要求に終始したため，防音対策がなされなかったと認めるには足りず，かえって，被申請人からの提案が具体的な形で当事者間で協議されずに終わったため，申請人ら側の防音対策が結果として採られなかったものと推認するのが相当である。

(5) 総合評価

被侵害利益の性質とその内容について見ると，前記1のとおり，本件解体工事に伴う騒音によって申請人Bの健康被害が生じたとまでは認め難く，申

請人らが受けている被害は、会話妨害等の精神的被害にとどまるものと認められる。しかしながら、上記認定によれば、申請人ら宅のあるDビルは、商業地域に立地しているが、幹線交通を担う道路に近接する場所に位置するものではないところ、侵害の程度（騒音発生状況）は、上記(2)オ(ア)ないし(エ)及び(2)カのとおりであり、侵害行為の態様としては、被申請人は、建設機械使用の届出などの騒音規制法所定の手続をしており、騒音規制法の規制基準に違反しているとまでは認められないものの、被申請人において、本件解体工事の期間中、騒音を低減するための相当な措置が採られているとは認め難く、さらに、侵害行為の開始とその後の継続状況の中で、防音サッシの取付け等の申請人ら側における防音対策は何ら採られておらず、そのことに、申請人らに明確な帰責原因があるとまではいえないことが認められる（侵害行為の公共性の内容と程度については、本件解体工事が公共に関わる建設工事ではなく、申請人らは、一方的に騒音の被害を受けるだけであるから、上記工事に受益と損失の彼此相補性が認められず、公共性がないことは明らかである。）。

以上の被侵害利益の性質と内容、侵害行為の態様と侵害の程度、侵害行為の開始とその後の継続状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及び内容、さらには、前記認定のとおり、被申請人が、いったんは、申請人らの騒音の苦情申出に対応して、騒音防止対策等を提案していること、申請人ら以外にも、Eビルのオーナー、同ビルの地下で診療を行っている歯科医師及びFビルの店舗から騒音の苦情が出ており、被申請人において、これに対応していること（参考人H）に照らすと、被申請人において、少なくとも、苦情対応が必要な程度の騒音を発生させているという認識があったと推認されることなどの事情をも併せ考慮すると、申請人らが暴露した騒音（上記(2)オ(ア)ないし(エ)）は、受忍限度を超えるものであって、違法性を帯びるものと解するのが相当である。

なお、被申請人が渋谷区から本件解体工事に伴う騒音の苦情に関して、指導を受けたことはない（参考人H）としても、そのことは、被申請人の本件解体工事について騒音規制法の規制基準に違反しているとまではいえないという前記認定（(3)イ(エ)参照）に沿うものではあっても、受忍限度を超える騒音が発生しているという上記認定を何ら左右するものではない。

(6) 危険への接近について

ア 被申請人は、違法性の評価を妨げる事由として申請人らの「危険への接近」を主張するので、この点につき検討する。申請人らは、Dビルに転居する以前の3月上旬及び契約締結時に、不動産仲介業者に案内されて、現在の申請人ら宅を訪れたと認められるところ（申請人A）、この時点では、乙第19号証によると、既に本件解体工事は開始されていたと認められる。そして、発注者等による工事看板の存在や、また、閑静な場所に転居したいという申請人らの転居の動機にかんがみれば、転居先の選定に当たり、Dビルのオーナーや不動産仲介業者等から本件解体工事の説明がなかったとしても、さらに、詳細を確認したり、自ら周到に調査したりするなどの相応に慎重な措置が求められるところ、申請人らにおいて、格別そのような調査をした形跡はないことからすると、申請人らにおいて、本件解体工事による騒音発生をある程度予測できたといえるし、一定レベルの騒音は予測すべきであったといえる。

イ しかし、前記(2)イのとおり、本件土地でジャイアントブレーカーが使用されたものと推認できるのは、申請人らがDビルに転居した3月28日以降のことであり、申請人らがそれ以前に、ジャイアントブレーカー工事において相当レベルの騒音に暴露することまで予想できたというべき証拠はない。

ウ また、証拠（乙第1号証の2、第12号証、第14号証、第19号証）及び審問の全趣旨によれば、①2月3日の近隣住民に対する工事説明会配

布資料（乙第12号証の工程表）によれば、準備・解体工事は3月一杯、基礎工事も8月上旬までの予定となっており、また、3月10日付けの工程表（乙第14号証）においても、「3次解体 掘削・床付」は、8月上旬までとなっていること、②乙第14号証を見直したとされる6月1日付け工程表（予定表。乙第1号証の2添付）の段階でも、①に比してズレ込んではいないものの「3次解体 掘削・床付」は、9月上旬までと認められ、実際には、乙第19号証によれば、解体工事は10月下旬まで行われたこと、以上の事実が認められる。

エ 上記ウの事実からすると、本件解体工事が10月下旬にまで及ぶことは、3月当時は、被申請人も含めて誰も予測し得ていないのであって、Dビルのオーナーが承知しているはずもなく、また、工事看板のみから申請人らが上記工事行程の推移を予測できるわけもないのであるから、少なくとも8月下旬以降に解体工事が行われることは、転居当時の申請人らにおいて予測し得えなかったといわざるを得ない。

オ したがって、たとえ、申請人らが現在の自宅に転居してきた際に、既に本件解体工事が開始されていたとしても、そのことをもって、申請人らが騒音の危険に接近したとまでは評価できないし、本件解体工事の全期間を通じて、申請人らの危険への接近を理由として違法性の評価を妨げる事由が存在すると認めることはできない。

(7) 被申請人の過失について

被申請人が、申請人らの苦情を受けて、申請人らのDビルにおける居住の事実を具体的に認識したのは、5月30日のことであると推認され（上記(4)ア(エ)参照）、遅くとも、その時点以降は、申請人らとの関係で、騒音低減措置を講ずべき義務があったといわなければならないが、さらに、進んで、一定の騒音の発生が不可避な本件解体工事の工程、一定の騒音が発生する建設機械の使用等の事情に照らすと、被申請人は、本件解体工事の当初から、

ジャイアントブレーカー等の工事において相当レベルの騒音を発生させ、付近住民にその騒音を暴露させることによって一定の精神的苦痛を与えることを十分予見することができたといえ、このことからすれば、本件解体工事により発生する騒音によって、付近住民に精神的苦痛を与える蓋然性は高く、その反面、騒音低減措置等の結果回避措置を採ることが困難であったことを認めるに足りる証拠はないから、申請人らが転居した日である3月28日以降、被申請人には、申請人らに対し、本件解体工事による騒音が受忍限度を超えて暴露しないように、騒音の低減措置を採るべき結果回避義務があったというべきである。

したがって、被申請人は、上記結果回避義務を怠り、その結果、申請人らに精神的苦痛を与えたものと認めるのが相当であるから、民法709条に基づく不法行為責任を免れることはできない。

(8) 総括

申請人らは、被申請人の施工した本件解体工事に伴う騒音によって、受忍限度を超える精神的苦痛を被ったと認められ、被申請人には、そのような被害を防止すべき義務を怠った過失があると認められる。

3 争点(3) (損害額) について

最後に、申請人らの損害額(慰謝料額)について判断する。前認定のとおり、申請人らは、本件解体工事に伴う騒音によって、受忍限度を超える精神的苦痛を被ったものと認められ、申請人らが受けた騒音のレベル、暴露期間に加え、被申請人の本件解体工事中の申請人らに対する苦情対応の仕方、本件解体工事を行った被申請人において自ら騒音測定をしておらず、本件で騒音の程度の解明が困難となっている責任の一端は被申請人にあるといえること等の本件に現れた一切の事情を勘案すると、申請人らの精神的苦痛を慰謝するための金額としては、各20万円をもって相当であると解すべきである。

第4 結論

以上の次第で、本件裁定申請は、申請人らが、被申請人に対し、各20万円の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の申請は、理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり、裁定する。

平成19年11月19日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 杉野翔子

裁定委員 辻 通明

裁定委員 小玉喜三郎

(別紙省略)